

諮 問 第 3 号  
令和4年7月14日

和泉市個人情報保護審査会  
会長 森口 佳樹 様

和泉市長 辻 宏康

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う本市個人情報保護制度  
の見直しについて（諮問）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて、和泉市個人情報保護条例（平成11年和泉市条例第3号）第46条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問の理由

本市の個人情報保護制度は、和泉市個人情報保護条例に基づき運用していますが、個人情報の保護に関する法律の一部改正により、令和5年4月からは個人情報保護制度の大部分が、個人情報の保護に関する法律や国のガイドラインに基づき運用されることとなります。ただし、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることのできる事項があることから、当該事項に係る条例を整備するに当たり、本市の個人情報の取扱い等に関する考え方について、専門的かつ幅広い見地から意見を聴取する必要があるため。

2 添付書類

- ・別紙1 個人情報保護制度の概要について
- ・別紙2 詳細検討項目
- ・参考資料1 個人情報の保護に関する法律
- ・参考資料2 和泉市個人情報保護条例
- ・参考資料3 和泉市情報公開条例